

第19号議案

文京区学校職員健康情報等の取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

教 育 推 進 部

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

文京区学校職員健康情報等の取扱規程（令和二年三月文京区教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文京区教育委員会

第二条第二号中「学校職員服務規程」を「学校職員服務取扱規程」に改め、「規定する学校」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）別表に規定する幼稚園型認定こども園をいう。」を加える。

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

文京区学校職員健康情報等の取扱規程（令和二年教育委員会訓令第一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条 （略） 第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一（略） 二 職員 学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文教委訓令第五号）第二条に規定する職員で、区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校及び文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）別表に規定する幼稚園型認定こども園をいう。）に勤務するものをいう。 三～七（略） 第三条～第六条（略） 付 則 <u>この訓令は、令和七年四月一日から施行する。</u> 別表第一～二（略）	第一条 （略） 第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一（略） 二 職員 学校職員服務規程（平成十二年三月文教委訓令第五号）第二条に規定する職員で、区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校）に勤務するものをいう。 三～七（略） 第三条～第六条（略） 別表第一～二（略）